

習志野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

訪問型サービス読み替え表

【凡例／※：準用した条文 網掛け：読み替え 太字下線：その他の変更】

介護予防訪問型サービス	生活援助訪問型サービス
<p>第4章 介護予防訪問型サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第5条 <b>介護予防訪問型サービス</b>は、その利用者が可能な限りその居宅において、心身の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、<u>入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援</u>を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 <b>介護予防訪問型サービス</b>を行う者として指定を受けた者(以下「<b>介護予防訪問型サービス事業者</b>」という。)が当該指定に係る<b>介護予防訪問型サービス</b>を行う事業所(以下「<b>介護予防訪問型サービス事業所</b>」という。)ご</p>	<p>第6章 生活援助訪問型サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第61条 <b>生活援助訪問型サービス</b>は、その利用者が可能な限りその居宅において、心身の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、<u>調理や洗濯、掃除等の日常生活の援助</u>を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第62条 <b>生活援助訪問型サービス</b>を行う者として指定を受けた者(以下「<b>生活援助訪問型サービス事業者</b>」という。)が当該指定に係る<b>生活援助訪問型サービス</b>を行う事業所(以下「<b>生活援助訪問型サービス事業所</b>」という。)ご</p>

とに置くべき訪問介護員等(介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者)をいう。以下同じ)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と、指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に定める者であつて、専ら介護予防訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間

とに置くべき従事者(生活援助訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は習志野市認定ヘルパ一等をいう。以下同じ)の員数は、常勤換算方法で、1以上とする。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の従事者のうち、利用者(当該生活援助訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生活援助訪問型サービスの事業と、指定訪問介護又は介護予防訪問型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における生活援助訪問型サービス、介護予防訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に定める者であつて、専ら生活援助訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する生活援助訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している介護予防訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している生活援助訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該生活援助訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 生活援助訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、生活援助訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は介護予防訪問型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第6条第1項から第5項まで又は指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、生活援助訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生活援助訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 介護予防訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第64条 生活援助訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活援助訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は介護予防訪問型サービスの指定を併せて受け、かつ、生活援助訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は介護予防訪問型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条第1項又は指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)※

第9条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に

記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該**介護予防訪問型サービス事業者**は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア **介護予防訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ **介護予防訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、**介護予防訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出

記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該**生活援助訪問型サービス事業者**は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア **生活援助訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ **生活援助訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、**生活援助訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出

力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、**介護予防訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 **介護予防訪問型サービス事業者**は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち **介護予防訪問型サービス事業者**が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た **介護予防訪問型サービス事業者**は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 **介護予防訪問型サービス事業者**は、正当な理由なく **介護予防訪問型サービス**の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 **介護予防訪問型サービス事業者**は、当該 **介護予防訪問型サービス**

力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、**生活援助訪問型サービス事業者**の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 **生活援助訪問型サービス事業者**は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち **生活援助訪問型サービス事業者**が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た **生活援助訪問型サービス事業者**は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)※

第10条 **生活援助訪問型サービス事業者**は、正当な理由なく **生活援助訪問型サービス**の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)※

第11条 **生活援助訪問型サービス事業者**は、当該 **生活援助訪問型サービス**

事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を行う者を含む。以下同じ。）への連絡、適当な他の介護予防訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第12条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間並びに事業対象者としての判定の有無を確かめるものとする。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第13条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者について、要支援認定の申請が既に行われているかどうか又は基本チェックリスト（実施要綱第11条第2項に規定する基本チェックリストをいう。以下同じ。）による回答が既に行われているかどうかを確認し、当該申請又は回答が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は回答が行われるよう必要な援

事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活援助訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の生活援助訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）※

第12条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間並びに事業対象者としての判定の有無を確かめるものとする。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生活援助訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請等に係る援助）※

第13条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者について、要支援認定の申請が既に行われているかどうか又は基本チェックリストによる回答が既に行われているかどうかを確認し、当該申請又は回答が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は回答が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

助を行わなければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者は、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)※

第14条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)※

第15条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。



(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援(法第115条の45第1項第1号に規定する援助を含む。以下同じ。)を受けることについてあらかじめ市に届け出ていないとき又は当該介護予防訪問型サービスが介護予防支援に係る介護予防サービス・支援計画(施行規則第140条の62の5第3項に規定する居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を含む。以下同じ。)の対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第17条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第18条 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)※

第16条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援を受けることについてあらかじめ市に届け出ていないとき又は当該生活援助訪問型サービスが介護予防支援に係る介護予防サービス・支援計画の対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)※

第17条 生活援助訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った生活援助訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)※

第18条 生活援助訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)※

第19条 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供した際には、当該介護予防訪問型サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問型サービスに係る第1号事業に要する費用の額から当該介護予防訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利

第19条 生活援助訪問型サービス事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)※

第20条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスを提供した際には、当該生活援助訪問型サービスの提供日及び内容、当該生活援助訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)※

第21条 生活援助訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活援助訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活援助訪問型サービスに係る第1号事業に要する費用の額から当該生活援助訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活援助訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利

用料の額と、**介護予防訪問型サービス**に係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 **介護予防訪問型サービス事業者**は、前各項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において**介護予防訪問型サービス**を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 **介護予防訪問型サービス事業者**は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第22条 **介護予防訪問型サービス事業者**は、法定代理受領サービスに該当しない**介護予防訪問型サービス**に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した**介護予防訪問型サービス**の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 **介護予防訪問型サービス事業者**は、**訪問介護員等**に、その同居の家族である利用者に対する**介護予防訪問型サービス**の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 **介護予防訪問型サービス事業者**は、**介護予防訪問型サービス**を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見

用料の額と、**生活援助訪問型サービス**に係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 **生活援助訪問型サービス事業者**は、前各項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において**生活援助訪問型サービス**を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 **生活援助訪問型サービス事業者**は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)※

第22条 **生活援助訪問型サービス事業者**は、法定代理受領サービスに該当しない**生活援助訪問型サービス**に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した**生活援助訪問型サービス**の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)※

第23条 **生活援助訪問型サービス事業者**は、**従事者**に、その同居の家族である利用者に対する**生活援助訪問型サービス**の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)※

第24条 **生活援助訪問型サービス事業者**は、**生活援助訪問型サービス**を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見

を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握するこ

を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに生活援助訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)※

第25条 従事者は、現に生活援助訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)※

第26条 生活援助訪問型サービス事業所の管理者は、当該生活援助訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 生活援助訪問型サービス事業所の管理者は、当該生活援助訪問型サービス事業所にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第62条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 生活援助訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握するこ

と。

- (2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、**介護予防訪問型サービス**の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
  - (4) **訪問介護員等**(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (5) **訪問介護員等**の業務の実施状況を把握すること。
  - (6) **訪問介護員等**の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) **訪問介護員等**に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (運営規程)

第27条 **介護予防訪問型サービス事業者**は、**介護予防訪問型サービス事業所**ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) **介護予防訪問型サービス**の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法

と。

- (2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、**生活援助訪問型サービス**の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
  - (4) **従事者**(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (5) **従事者**の業務の実施状況を把握すること。
  - (6) **従事者**の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) **従事者**に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (運営規程)※

第27条 **生活援助訪問型サービス事業者**は、**生活援助訪問型サービス事業所**ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) **生活援助訪問型サービス**の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問型サービスを提供できるよう、介護予防訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。

3 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

(7) その他運営に関する重要事項

(生活援助の総合的な提供)

第65条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助(以下この条において「生活援助」という。)を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)※

第29条 生活援助訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な生活援助訪問型サービスを提供できるよう、生活援助訪問型サービス事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービス事業所ごとに、当該生活援助訪問型サービス事業所の従事者によって生活援助訪問型サービスを提供しなければならない。

3 生活援助訪問型サービス事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)※

第30条 生活援助訪問型サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)※

第31条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 介護予防訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、当該介護予防訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護予防訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業所の介護支援専門員又は居

第31条 生活援助訪問型サービス事業者は生活援助訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)※

第32条 生活援助訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、当該生活援助訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 生活援助訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)※

第33条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)※

第33条の2 生活援助訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業所の介護支援専門員又は居

宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護予防訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 介護予防訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たって

宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)※

第90条 生活援助訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)※

第35条 生活援助訪問型サービス事業者は、提供した生活援助訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 生活援助訪問型サービス事業者は、提供した生活援助訪問型サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 生活援助訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)※

第36条 生活援助訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たって



は、提供した介護予防訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 介護予防訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2

は、提供した生活援助訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)※

第37条 生活援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する生活援助訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 生活援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する生活援助訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)※

第38条 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、生活援助訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第66条 生活援助訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 生活援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する生活援助訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2

年間(第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 第41条第2号に規定する介護予防訪問型サービス計画
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 前項に規定する従業者に関する記録のうち、従業者の勤務体制についての記録
- (7) 前項に規定する会計に関する記録のうち、第1号事業支給費を請求するために、審査支払機関に提出したもの

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第40条 介護予防訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営む

年間(第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第41条第2号に規定する生活援助訪問型サービス計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 前項に規定する従業者に関する記録のうち、従業者の勤務体制についての記録
- (7) 前項に規定する会計に関する記録のうち、第1号事業支給費を請求するために、審査支払機関に提出したもの

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (生活援助訪問型サービスの基本取扱方針)※

第40条 生活援助訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 生活援助訪問型サービス事業者は、自らその提供する生活援助訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 生活援助訪問型サービス事業者は、生活援助訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営む

ことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 **介護予防訪問型サービス事業者**は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 **介護予防訪問型サービス事業者**は、**介護予防訪問型サービス**の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(**介護予防訪問型サービス**の具体的取扱方針)

第41条 **訪問介護員等**の行う**介護予防訪問型サービス**の方針は、**第5条**に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) **介護予防訪問型サービス**の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、**介護予防訪問型サービス**の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「**介護予防訪問型サービス計画**」という。)を作成すること。

ことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 **生活援助訪問型サービス事業者**は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 **生活援助訪問型サービス事業者**は、**生活援助訪問型サービス**の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(**生活援助訪問型サービス**の具体的取扱方針)※

第41条 **従事者**の行う**生活援助訪問型サービス**の方針は、**第61条**に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) **生活援助訪問型サービス**の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、**生活援助訪問型サービス**の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「**生活援助訪問型サービス計画**」という。)を作成すること。

- (3) **介護予防訪問型サービス計画**は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者は、**介護予防訪問型サービス計画**の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) サービス提供責任者は、**介護予防訪問型サービス計画**を作成した際には、当該**介護予防訪問型サービス計画**を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) **介護予防訪問型サービス**の提供に当たっては、**介護予防訪問型サービス計画**に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) **介護予防訪問型サービス**の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) **介護予防訪問型サービス**の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、**介護予防訪問型サービス計画**に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該**介護予防訪問型サービス計画**に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画等を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該**介護予防**

- (3) **生活援助訪問型サービス計画**は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者は、**生活援助訪問型サービス計画**の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) サービス提供責任者は、**生活援助訪問型サービス計画**を作成した際には、当該**生活援助訪問型サービス計画**を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) **生活援助訪問型サービス**の提供に当たっては、**生活援助訪問型サービス計画**に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) **生活援助訪問型サービス**の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) **生活援助訪問型サービス**の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、**生活援助訪問型サービス計画**に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該**生活援助訪問型サービス計画**に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画等を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該**生活援助**

訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(介護予防訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、介護予防訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活援助訪問型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活援助訪問型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(生活援助訪問型サービスの提供に当たっての留意点)※

第42条 生活援助訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 生活援助訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、生活援助訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 生活援助訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

